

辻川山公園芝生広場遊具設置工事
要求水準書

令和7年10月
福崎町地域振興課

1. 要求水準書の意義

この要求水準書は、「辻川山公園芝生広場遊具設置工事 公募型プロポーザル」の参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。参加者は、以下に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で提案を行うことができる。また、請負者は、本工事の工事期間にわたって要求水準書を遵守しなければならない。

2. 工事内容

4人乗りシーソー、スウィング遊具及び提案遊具の設置に係る詳細設計及び設置工事一式
（設計・施工一括発注基礎工事含む）

3. 要求水準

(1)目的物に関する事項

ア 設置箇所

兵庫県神崎郡福崎町西田原

辻川山公園芝生広場内（別添「位置図図」参照）

イ 設置施設

- | | |
|--------------------------------------|----|
| ①幼児（3歳～6歳）児童（6～12歳）を対象にした遊具（4人乗シーソー） | 1台 |
| ②幼児（3歳～6歳）を対象にしたオリジナル妖怪スウィング遊具 | 2基 |
| ③辻川山公園にふさわしい幼児又は児童を対象とした遊具（提案分） | 1基 |

ウ 設計指針

(ア)提示するイメージ図から詳細に遊具設計を行い魅力的なコンセプトとすること。

①4人乗りシーソーについては、中心部に別途福崎町から支給するFRP製置物（40cm 妖怪ベンチアマビエ縮小版）を溶接等で設置できる構造のものであること

②オリジナル妖怪スプリング遊具については、妖怪ベンチ（スネコスリ、一つ目小僧）の両面板張り仕様のデザインとすること。

③提案遊具については、提案者のコンセプトが説明できること。

(イ)独創性や存在感がある遊具とすること。

(ウ)デザインや色合い等について、魅力的な内容とすること。

(エ)子どもの五感や好奇心を刺激する遊具とすること。

(オ)「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年6月国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（2014年6月一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。

(カ)子どもの予期しない遊びに対する安全措置を図ること。

(キ)補修や部材交換のサポート体制がとれる内容の遊具等を設置すること。

(2)提案上限額

2,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。基礎工事含む）

4. 技術提案を求める範囲

- | | | |
|----------------|--------|---------|
| (1) テーマ・デザイン | 様式 2-1 | 点数 40 点 |
| (2) 配置・バリエーション | 様式 2-2 | 点数 30 点 |
| (3) 事業費 | 様式 2-3 | 点数 30 点 |

5. 施工条件

(1) 履行期限

令和 8 年 3 月 25 日限りとする。

(2) 公園中央の出入口より資材等の搬入・搬出を行うものとする。

(3) 施工可能時間帯

9 時～17 時（発注者が認める場合はこの限りでない。）

(4) 受注者は、契約後 3 週間以内に設置遊具等の詳細図面の作成を完了させること。

(5) 詳細図面等について監督員の承認を受けた後に材料の手配を行うこと。また、材料の検測を行う場合は、事前に監督員へ連絡してから確認のもと検測の写真を撮影すること。

(6) 工事写真作成の際は、工事内容をよく把握し、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他）を整理し、工事過程が容易に把握できるようにすること。

(7) 遊具等の製作工場内の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等）・竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

(8) 工事着手後は、作業範囲に工事関係者以外の立入りがないうよう進入防止柵等を設置すること。工事中は、公園敷地内外の第三者に対する安全対策を行うこと。